

## 第 135号

# 瓦 版 え く れ し あ

## ～ 集 い の 場 ～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



### 目 次

1. カキ打ち等季節的業務従事者と労働保険
2. 会社に問題提起した技能実習生への差別的扱い
3. 福山郵便局セク・パワハラ損害賠償請求裁判
4. 法律無料相談会のお知らせ(第7回)
5. Drifting too far - 34 アメイジング・グレイスの世界
6. 本の紹介 道元「典座教訓」～禅の食事と心～
7. 今月の言葉

### カキ打ち等季節的業務従事者と労働保険

広島は牡蠣養殖が盛んでシーズンになると朝早くから打ち子さんがカキを取り出す作業などが二スとして取り上げられます。大変な仕事と多少は思いながらもおいしいものが食べられる季節になった方に関心は傾いてしまいます。また一方では。労働法が守られているのかと心配してしまいます。カキ打ちで働くフィリピン人の知り合いからは思い出したように情報が入ってきます。例えば、心臓の手術をする人が出た、癌の末期であることが分かった人がいる、今日心臓病で突然亡くなった、会社から昼食で帰宅する途中転んで骨折した、解雇された等・・・。

カキ打ちを始めとした農林水産の事業で働く人について労働法は一般の労働者と違った取扱いをしている部分があります。特に、雇用保険ではカキ打ち等の季節的業務従事者は一般の被保険者と違った扱いがされています。こうした事柄は普段問題となることもないため私自身社労士の試験勉強での知識しかないのが現状なのでカキ打ち等農林水産業の労働保険(労災保険と雇用保険)の適用について復習してみました。

#### 【暫定任意適用事業】

労災保険と雇用保険は、民間の事業所であれば、一人でも労働者を雇用すれば加入が義務づけられています。しかしどういう理由かよく分かりませんが、農林水産業では個人経営で、労働者を常時5人以上(注1)雇用しない事業では加入義務が免除されています。ただし労働者の過半数が加入を希望した場合には事業主に加入義務が発生します。これを暫定任意適用事業と呼んでいます。牧畜業や養蜂業は農業に含まれますし、カキ等の養殖は当然水産業に含まれます。個人経営でなく、法人経営であれば雇用労働者の数に関係なく当然労災保険と雇用保険は適用されます。(注1) 業務取扱要領の「20105 (5)「常時5人以上」の意義」をみると、「イ「常時5人以上」とは、一の事業において雇用する労働者の数が年間を通じて5人以上であることをいう。

／したがって、ごく短期間のみ行われる事業、あるいは一定の季節にのみ行われる事業(いわゆる季節的事业)は、通常「常時5人以上」には該当しない。」とあります。「季節的事业は、通常「常時5人以上」には該当しない。」とわざわざ挿入されているのは、個人経営のカキ打ち等の季節的事业は労働者の過半数以上の希望が無い限り雇用保険の適用はしないということでしょうか？家計補助的なパート労働が中心であった時代ならそれでいいかもしれませんが、外国人が中心となった現在は問題があるといえます。

### 【暫定任意適用事業と労災保険との関係】

暫定任意適用事業に該当すれば労災保険と雇用保険に加入する必要はありませんが、もし仕事中又通勤途中で労働者が事故で負傷また死亡したらどうなるかといった問題があります。仕事中の事故については労働基準法で事業主に補償義務が定められているため労災保険に加入していなければ事業主が労災保険法に準じて補償するか、事後的に加入手続きを行いペナルティーを支払うこととなります。ただ通勤途中の事故等は労災保険法が独自に定めている補償であり、労働基準法には何らの定めもないため事業主に補償義務は発生しないこととなります。農林水産業で暫定任意適用事業に該当する事業所であっても労災保険には加入しておく必要があると考えます。また労災保険は事業主や役員の加入は原則としてできませんが中小企業については労働保険事務組合を通じて手続きをすれば事業主と役員も労災保険に加入することが出来ます。

### 【暫定任意適用事業と技能実習生】

技能実習生が暫定任意適用事業で研修をする場合、技能実習生を含めて労働者が4名以下であれば適用除外となりますが、「入管関係法令では、技能実習生を受け入れる場合は暫定任意適用事業であっても労災保険への加入又はそれに類する保険への加入を義務付けております。」、また雇用保険については「農林水産事業の一部は暫定任意適用事業とされ、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得て事業主が任意加入の申請をし、認可を受けたときに適用事業になります。」とJITCOの「外国人技能実習生と労働社会保険Q & A改訂第7版」に記載されています。研修という実態が消滅すれば技能実習の在留資格も消滅し、帰国せざるを得ないため失業給付を受けることがありえないため法律通りの扱いとなっています。ちなみに労働基準法で農林水産の事業は労働時間や休日の扱いが適用除外となっていますが、明文規定はないもののカキ打ちの技能実習生については契約書で適用除外を適用しない扱いとされています。

### 【カキ打ちから見た季節的業務従事者の雇用保険】

暫定任意適用事業でみたように、カキ打ちに従事する人たちが5人未満の労働者を雇用する個人経営のカキ養殖業者に雇用されていれば暫定任意適用事業に該当するため雇用保険の適用は原則無いということになりますし、常時5人以上労働者がいるか、過半数の労働者が加入を希望すれば事業主は雇用保険への加入義務が発生することになります。しかし一般被保険者と同様の条件かと言うとそうではありません。雇用保険法第6条は適用除外される労働者を定めています。その中に、「四 季節的に雇用される者であって、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの。」という条文があります。季節的業務に従事していても一定の条件を満たさなければ適用しないとしています。そうした条件を満たさない労働者とは次のいずれかに該当する労働者となります。

①四カ月以内の期間を定めて雇用される者

②一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

雇用保険の「業務取扱要領」の「20452(2)「季節的に雇用される者」の意義」をみると、季節的業務に従事する労働者は、「季節的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入離職する者をいう。この場合において、季節的業務とは、その業務が季節、天候その他自然現象の影響によって一定の時に偏して行われるものをいう。」とされており、雇用期間は1年未満が条件とされています。この中から、先の①と②の何れかに該当する労働者は除かれることとなります。一般の労働者は31日以上雇用され者で週20時間以上の所定労働時間があれば雇用保険の被保険者となることから見る

とかなり条件が悪いといえます。20時間以上30時間未満の短時間労働者は被保険者としなないということは、従来カキ打ちで働くのは近場の主婦のパート労働が主流だったからでしょうか。しかし外国人労働者(技能実習生とその他の外国人労働者)が中心となってきている現状からすれば問題があるといえます。私の知っているカキ打ちの外国人は9カ月間の雇用で夏場の7月～9月の3か月は仕事が無いので帰国することを繰り返しています。雇用形態としては、直接雇用か、派遣の形態のようです。法人経営であっても雇用保険、社会保険の適用は受けていませんし、国民年金、国民健康保険や住民税の滞納も珍しくはありません。

### 【短期雇用特例被保険者】

これまで見てきた季節的に雇用される者が雇用保険の被保険者に該当すると短期雇用特例被保険者と呼ばれます。雇用期間が満了すると失業手当を受給することになります。この失業手当は特例一時金と呼ばれています。これは給付日額の30日分の一時金です。条件としては、6か月以上の被保険者期間があることと求職の申し込みをする必要があります。フィリピン人はカキ打ちのない3か月は帰国します。この一時金がもらえれば往復の旅費ぐらいにはなるはずですが。

## 会社に問題提起した技能実習生への差別的扱い

2012年に入管法が改正になり罰則など厳しくなったこともあってか、技能実習生からの相談が少なくなっています。関係のあったフィリピン人技能実習生から、「フィリピン人は問題を起こすからベトナム人やスリランカ人にシフトする。」と協同組合が言っているとの話を聞いていました。確かに、他の国の技能実習生と違ってフィリピン人の80%強がカトリックの信者なので教会のミサに出で来ていろいろな情報を得ることが出来ます。そのため「教会に行ってはいけない。」との締め付けがきつくなってきた結果かもしれません。さらに警察も弁護士も信用できない国情もあり、送出し機関や受入機関からさまざまな圧力を受けているという側面もあるかもしれません。問題を起こせば帰国させられるという恐怖感におびえているといえます。

こうした恐怖感を克服して残業代未払等不当な扱いをユニオン等支援者と伴に訴えることによって他の技能実習生と差別的な扱いを受けることという現実もあります。残業代未払を問題にするとさまざまな理由をつけて残業をやらせてもらえなくなります。当然収入が大きく低下し、出稼ぎにきた彼らにとっては大きな問題です。これに併せて「ユニオンを脱退すれば残業させる。」などと誘惑をします。こうした扱いに屈することなく「これから来る後輩たちのために頑張る。」とあって残業代計算の不正是正に貢献した人もいました。

ユニオンに加入し、残業代交渉途中の先月帰国した技能実習生の場合も可哀想でした。さよならパーティーや退職金が餞別か分からない5万円また会社からの優秀であったとかの証明書が渡されないという差別を受けました。まさに不当労働行為そのものです。こうした差別的扱いの常套句として「就業態度が悪かった、能力が劣っていた。」などと会社は弁解してきます。こうしたことに対して支援者側としては抗議する以外になすすべがないのが現状といえます。

こうした差別的扱いを周りの技能実習生達はよくみています。当然、同じことをすれば自分も同じ目に合い、残業代はある程度もらえるかもしれないが将来的に残業が無くなり、さまざまな圧迫や不利益を受けるとの恐怖心を強めていきます。こうしたことが語り伝えられ、また送出し機関や受入機関からこの話を聞けば問題があっても改善を求める気持ちも挫けてしまいます。

こうした流れの中で労災事故隠しが横行することになります。これまでも障害が残ったまま帰国させられたとの情報は少なくありません。労災保険では障害補償給付が1級から16級まで定められています。1級から7級は年金として、8級から14級は一時金として給付されます。こうした労災給付が無視されるのは技能実習生制度かせ奴隷制度と批判される一つの側面といえます。



# 福山郵便局セク・パワハラ損害賠償請求裁判

占部裁判 一部 = 33%の勝訴

郵政ユニオン 米今達也

福山局集配課で8年勤務する占部亜紀さん（8H雇用の契約社員、以下、原告と記載）、度重なるセクハラ・パワハラを上司3名から受けたことに対して慰謝料等を請求していた裁判の判決が5月16日広島地方裁判所で言い渡された。本件の事件の概要と判決の要旨を報告する。尚、上司の役職名は会社統合前の古い名称で記載する。

## A. 判決概要

### 1. バイクの鍵事件

原告が使用したバイクの鍵が所定のフックにかかっていない事に気づいた今城課長代理が、原告に電話をかけて「鍵がないぞ、お前は窃盗犯じゃ」などと罵倒したことについて

- 「被告今城が、事実関係が必ずしも明らかでないにもかかわらず、一方的に原告が社用バイクの鍵を摂取した犯罪者であるかのような趣旨の発言をしたことは、原告の人格を著しく傷つけるものであったと言わざるを得ず、また、この発言が、ほかの社員の耳にも届くような態様でなされたものであったこと考慮すれば、このような被告今城の行為は、職場における優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて原告に精神的苦痛を与え不法行為に当たると認めるのが相当である。」
- 「原告の人格を著しく傷つけるものであるといわざるを得ず、原告の対応ぶりに触発された偶発的な発言であったとも見えることを考慮しても、これにより原告に生じた精神的損害に対する慰謝料としては、5万円が相当である」

と、事実関係について原告の主張を認め、以下の様に被告に慰謝料の支払いを命じた

### 2 バカ・ババア発言について

- 「被告今城は、原告についてのみならず、被告会社の他の社員との会話において、原告につき「ババア」「バカ」等の呼称を日常的に用いていたものと認めるのが相当である。このような行為は上記呼称の使用により原告に生じた損害を賠償する義務を負い、
- また「被告今城が原告について日常的に「ババア」、「バカ」等の呼称を用いていたことは、理由なく原告を侮蔑するものであり、これにより原告に生じた精神的損害に対する慰謝料としては、5万円が相当である」

とされた。

### 3 会社の使用者責任も言及

以上の様に、上記2点の被告今城のパワハラについて原告の主張を認めると共に

- 「上記呼称の使用は被告今城の被告会社における業務の遂行にあたってされたものであるから、これについて、被告会社は民法715条に基づく使用者責任を負う」

と会社の責任についても言及した。

他方で原告の主張した被告の日常的な怒鳴りつける等の行為については

- 「部下に対する指導又は叱責と許容される限度を超えるものとははいえず」
- 「原告の主張は抽象的なものにとどまり、これにより被告今城に不法行為が成立するということはできない」

として斥けられた。

#### 4 被告濱本の事故現場での発言について

原告から「交通事故を起こした」との連絡を受けた濱本第一集配課長が、事故現場に駆けつけ、相手方の前で原告に対して、「お前が悪い。これは出会い頭の事故じゃない。これが避けられないならバイクに乗る資格はないわ」と罵倒したことについて

- 「発言は不注意により本件事故を起こした原告に対する指導又は叱責としては、原告を指導する立場にある被告濱本の業務として許容される限度をこえたものである」とまではいえず、不法行為に当たるといえることはできない」

と原告の慰謝料請求については斥けた。その一方で、

- 「本件事故の相手方に、原告の使用者である被告会社の関係者が自らの本件事故により生じた損害の賠償に関する交渉において、原告及び被告会社に不利益な影響を及ぼす恐れがあるもので、その点において適切さを欠いた発言であることは否定しがたい」

と原告の主張の一部を認めた。

#### 5 ロッカー点検

11年9月被告濱本は原告のロッカー点検をしようとし、「原告が男性にロッカー検査をされるのは断る」との明確な意思表示をしたにもかかわらず、「何を言ってんだ。これは任意じゃない。これは会社の決まり事です」と発言したのが強要に当たり、「不相当な手段で原告のプライバシー制約するものであり、不法行為に当たる」

との原告の主張について

- 「被告濱本は、本件マニュアルに沿って原告のロッカー点検を実施しようとし、これを拒否する説得を試みたものの、原告がなおもこれに応じようとしなかったため実施を見合わせたもので、被告濱本がロッカー点検を受けるように原告に強要した事実を認めることはできない。」
- 「被告濱本は、原告の意思を尊重し、原告についてロッカー点検を実施することはなく、わずか2分程度で」その場を離れている」
- 「よって被告濱本によるロッカー点検の強要があったとする原告の主張は採用できない」
- 「短時間の内にその場を離れているから被告濱本の行為がセクハラやパワハラに当たるとはならない」

と判断している。つまり一度断られて引き下がって、なおも点検を求めなかったので「強要」はなかった、という判断である。

この判断は、労働現場の感覚とずれている。また、一度断ってもなおも執拗に点検を求めることは不法行為に当たるとの判断と考えられる。しかし男性が女性のロッカーを検査することが常態としてあること自体がセクハラやパワハラといえるのではないか。

#### 6 退職強要

交通事故の責任を感じた原告は一度は退職願を転出する。しかしこれは被告濱本と末田業務企画室長に「そこまで責任を感じる事はない」と慰留されて、「退職願」を撤回し、持ち帰った。ところが被告2名は、その1か月後に、退職願の件を蒸し返し、再度提出する事を求めた。原告が断ると、今度は勤務時間の変更を言い出した。

この一連の行為を退職の強要と認定するかが最大の焦点であったが、

- 「原告が退職意思を撤回したものと認識していなかったと認めるのが相当せある」
- 「原告に対する退職強要があったといえることはできない」

- 「それ以上の退職の促しはされなかったことも考慮すれば、これをもって被告濱本及び被告末田による退職強要があったと評価することは相当でない」

と被告側の主張を取り入れた判決を下した。但し、一連の話が休憩室で行われたのは不適切で、他の社員に聞こえる可能性があり、パワハラである、との原告の主張については

- 「他の社員が本件休憩室に入ってくる可能であったと考えられ、本件休憩室は、退職という重要な事柄について話し合う場としては、必ずしもふさわしくなかったと言わざるを得ない」

と原告の主張の一部を認めた。

## B. 総括 — 33%の勝訴

以上の様に、この日の判決では、原告の主張を一部取り入れたものであったといえる。

1. 日常的に原告にパワハラを行い、中でも酷いパワハラ発言が行われた被告今城による「社用バイクの鍵に関する窃盗犯発言「バカ・ババア発言」について、これを認めて慰謝料の支払いを命じたのは、本裁判を象徴する事件に関するものであり、意義がある。
2. 加えて被告本人のみならず、一連の発言が業務の中で、職場における優位性を背景に行われた点を指摘して、会社の使用者責任を認めた点でも大きな意義がある。
3. 被告3人の内、一人について、その違法性を認め、また、争点となった6点の内、2点について、原告の主張を取り入れた点で、この判決は、一部勝訴、33%の勝訴と評価することが出来る。
4. 一方、被告達個人の発言については、原告の主張を認めつつも、ロッカー点検、交通事故に対する乗務停止、勤務条件の変更などの会社施策にかかわる点については、被告側の主張を取り入れた。この点は不満が残る判決だった。

## C. 今後について

一昨年 of 提訴から約2年、公判の度に、傍聴に駆けつけていただいた皆さんに感謝したい。

この種の裁判は、被告が退職して後に争われる事例が多いが、今裁判は、原告が引き続いて働きながら裁判を続けた点でも意味があった。

ユニオンの目標は、郵政の職場からセクハラ・パワハラを無くす事にある。これは日常の組合活動を通して達成されるが、郵政という企業がその体質をあらためない以上、時には裁判で争う事も必要である。

今判決に、被告側が控訴する事も考えられ、判決文を再度精査し、高等裁判所に控訴するか否か判断する。

## 「無料法律相談会」のお知らせ(第7回)

**会 場** 広島市中区鞆町 4-42 カトリック鞆町教会 多目的ホール  
**日 時** **平成26年 7月27日(日)** 13時00分～17時(受付終了は16時)  
※ 教会の駐車場は使用できません。  
**相 談 員** 弁護士 3名 税理士 1名 社労士 1名

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史  
電話 082-962-0286  
広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

## Drifting too far — 34 アメイジング・グレイスの世界

「アメイジング・グレイス」という歌を知っている方は多いと思います。いろいろなバージョンがあり誰の歌が好きかは好みの分かれるところでしょう。私にとってはジューディー・コリンズのものが入っています。カントリーやブルーグラスのものと違い普通に聞くバージョンですが他の人の歌とは違ってすんなりと心に入ってきます。黒人霊歌として聞くとすればマヘリヤ・ジャクソンやオデッタのもので地の底から湧き上がってくるような力強さはどのように表現すればいいのか分からずただ頭を垂れて聞き入ることしかできません。

この歌は悪辣非道な人間でも救ってくれる神の恩寵の素晴らしさをうたっています。迷った1匹の子羊のために、また欲にくらんで何も見えなくなった者にも光をもたらしてくれるといった内容を歌っており、前職が奴隷商人であった白人の牧師さんが1772年に作詞したものです。当時のアメリカ南部では奴隷制の全盛時代です。この歌は讃美歌にも入っているため白人黒人問わず広く歌われています。

今日、自由人の黒人が逃亡奴隷として拉致され、救済されるまでの12年間を奴隷として過ごした自伝に基づいて映画化された「それでも夜は明ける」を見ながら、少し前に読んだ「ゴスペルの暗号～秘密組織「地下鉄道」と逃亡奴隷の謎」の中の情景が思い出されました。この映画の中で奴隷が鞭打たれ、性奴隷とされ、平気で殺されていく様子が描かれています。また奴隷所有者が聖書を読み聞かせているシーンもありました。「アメイジング・グレイス」がつくられて100年ほどたった時代では、作詞者が金儲けのために自分たちの祖先を奴隷として運んできていたことは知らないと思います。詩の内容の様に神からの恩寵に期待を込めて歌っていたと思います。主人の意のままに命も左右される彼らにとってそうした境遇から逃れることの恵みこそが神からの恩寵だったといえます。平和な生活をしている私たちにとってはこの歌はきれいごとの世界の話で済むでしょうが奴隷である彼らにとっては切実な問題です。ただ神の恩寵とは死への憧れを意味していたといえます。私たちもよく知っている「聖者の行進」も同様です。聖者とは死者を意味し、行進とは楽隊を先頭にして町中練り歩くお葬式の行列を意味しています。死なない限り今の苦しみから救われれないと言った死への憧れを歌っています。そうした背景があるからこそ同じ歌であっても黒人とそれ以外の人の歌とには大きな違いが出てくるのかもしれませんが。

この映画の最後の字幕の中に主人公は救済されたのち奴隷解放に向けての講演活動とともに「地下鉄道」にも協力したとありました。黒人霊歌の中には南部から北部またカナダに向けて逃亡するための方法などの暗号がちりばめられたものがあつたと言われています。その暗号に基づいて逃亡した奴隷を乗客として手助けする組織が「地下鉄道」と呼ばれていました。代表的な歌が「Follow The Drinking Gourd(北斗七星を目指して)」です。この歌は船乗りであった作者が南部を巡りこの歌を広めてきたと言われています。夜明けにうずらが鳴いたらそれが逃走開始の合図で、北斗七星を目指して行け、そしたら自由に導いてくれる老人が待っている。分かれ道に来たら枯れ木の根本を探ると進むべき方向に釘が打ってあるなどの内容となっています。暗黙の裡にそうした説明が伝えられてきたのでしょう。この歌は前掲の「地下鉄道」を読んで知り、YouTubeで探して聴いたものです。そうすると地下鉄道についての解説ビデオが沢山ありました。その中の一つでRichie Havensのカブよよい歌を聴いて感激しました。また「Follow The Drinking Gourd | Slave Escape Song by Peg Leg Joe」ではこの歌の解説とともに無伴奏で女性が歌っていますが、こちらは素朴で好感の持てるものでした。地下鉄道関連のこうした暗号が隠されている黒人霊歌として、ディープ・リバー、漕げよマイケルやスウィング・ロー、スウィート・チャリオットなどがあり、学生時代から聞き慣れたものですがこうした逃亡のための暗号として聞き直してみると人間の知恵の素晴らしさ、また人としての生き方を感じるとともに、人間は一人で生きていくのではないとの思いを強く感じます。

外国人の問題にしても、私たちの知らない様々な分野で活動している人たちがいます。一方ではそれを求めていながら見つからず嘆いている人もいます。「金の切れ目が縁の切れ目」とか、「年を取った、病気になったので打ち切り」とならないように「地下鉄道」のようなネットワーク造りをしていく必要性を痛感します。

## 本の紹介

### 道元「典座教訓」

～ 禅の食事と心 ～

道元 著 藤井宋徹 訳・解説 角川ソフィア文庫 590 円

10 数年前に「食う寝る坐る永平寺修行記」と言う本を読んだことを思い出しました。内容については忘れてしまいましたが、出家して永平寺での修行生活を紹介した本でした。永平寺は曹洞宗の本山で道元が開いた禅宗のお寺です。ここは、只ひたすら座するという「只管打坐」が特徴で、生活自体が修行と捉えているようです。一方の臨済宗は公案を通じて悟りを開こうとするものです。荒唐無稽な公案は考えて理解し、回答を出すことを求めているのではなく自分への捉われから脱却するヒントを感じ取ることを目指しているといえます。多少の違いはあっても日常生活の中にこそ救いがあるというのが禅宗のスタンスといえます。解説の中に、「禅門の生活は、座禅、托鉢、作務を繰り返す。身体でもって悟れ、ということである。学問や理屈は、しょせん観念というわけである。だから典座の食事作りは、作務なのである。」(P86)とあります。そうした中での食事作りの精神として「ご飯を炊く、その釜は自分自身であり、お米や水は、わが心、わが血、わが命である。」(P49)、「わずか一本の茎、葉とはいえ、荘厳な大寺院となり、たとい小さな根っ子、米粒でもお釈迦様の大説法と変わらないのだ。」(P56)と説かれています。私たちが生きていくためには他者の命を殺さなければなりません。典座＝台所担当の仕事は修行そのものであるため一般の料理人とは全く違う。当然それを食べる雲水は「単にわが身体を養うためだけではなく、心のバランスを量り、同時に、人々が心やすらいでくれるよう、祈りながらいただいている。これを禅者は、一上求菩提、下化衆生。と、いう。」と解説されています。

禅宗での食事のあり方を通して禅の解説がなされている本といえます。優しく書かれた訳文に続き本文の描き下ろしと解説そして随時「修行定食」というコラムで 14 の精進料理のレシピが挿入されています。飽食の時代また自分の命を見つめ直すのにいい本でした。子ども時代と同じようなことを言われていたのを思い出します。

### 言葉

お釈迦様は、百歳の長寿を全うされるところ、八十歳で<sup>おかくれ</sup>適化なされた。遣る二十年を子孫であるわれわれに置いて下さったのである。

そのおかげで、後々のわれわれ生かされている者たちが、その慈悲をいただき、日々を無事に過ごさせていただいているわけである。・・

ひたすら、人のために尽くす、このことのみ励んでいけば、自身の貧しさ、辛さ、不幸というものは、それほど大層なことではない。小さなこだわりを捨てれば。永遠に円満福德が。知らず知らずに、身に備わってくる

道元「典座教訓」～禅の食事と心～ P 116

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成26年 6月 1日 発行